

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:モノづくり振興課)

1	施設名	滋賀県立陶芸の森							
2	施設の概要	敷地面積 400,000㎡ 施設面積 陶芸館 (延床面積) 2,334㎡ (構造) 鉄筋コンクリート造2階建 ・構造 創作研修館 (延床面積) 2,852㎡ (構造) 鉄筋コンクリート造2階建							
		施設内容 ①陶芸館 展示室、陶芸館ギャラリー、収蔵庫等 ②創作研修館 管理棟、研修棟、宿泊棟、窯場等 ③公園 多目的広場、野外展示場、遊歩道、駐車場、休憩所、登り窯・穴窯等							
3	募集概要	募集方法	非公募						
		募集要項配布期間	平成27年 9月 1日						
		申請受付期間	平成27年 9月14日 ~ 平成27年 9月30日						
		指定期間	平成28年 4月 1日 ~ 平成33年 3月31日 (5年間)						
		募集内容	①陶芸の森の利用を通じた陶器産業の振興および陶芸文化の向上に関する業務 ②陶芸の森の利用の許可に関する業務 ③使用に係る料金の収受に関する業務 ④施設、設備および備品の維持管理に関する業務						
	管理料参考額	859,150千円 (消費税および地方消費税を含む。)							
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申請者</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">甲賀市信楽町勅旨2188-7</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人滋賀県陶芸の森</td> </tr> </table>		申請者		所在地	名称	甲賀市信楽町勅旨2188-7	公益財団法人滋賀県陶芸の森
申請者									
所在地	名称								
甲賀市信楽町勅旨2188-7	公益財団法人滋賀県陶芸の森								
5	審査の概要および結果	審査方式	商工観光労働部指定管理者選定委員会において、滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例に定める基準を具体化した審査基準その他の審査方法を定め、指定管理者指定申請者の内容および申請者へのヒアリング結果から総合的に審査を行う。						
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	今井 智一 (丸滋製陶株式会社代表取締役) 奥田 利明 (甲賀市信楽伝統産業会館館長) 辻田 素子 (龍谷大学経済学部教授) 津屋 英未 (滋賀次世代文化芸術センター副代表) *山口 知之 (県商工観光労働部次長)						
		審査基準	別紙参照						

<p>審査経過</p>	<p>第1回商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日)平成27年 8月27日 (内容)募集要項および審査基準の策定</p> <p>第2回商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日)平成27年10月 9日 (内容)申請者からのヒアリング、審査、候補者選定</p>												
<p>指定管理者の候補者</p> <p>審査結果</p> <p>審査結果および選定理由</p>	<p>公益財団法人滋賀県陶芸の森</p> <p>【評価結果】</p> <table border="1" data-bbox="429 654 1423 826"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>審査基準1</th> <th>審査基準2</th> <th>審査基準3</th> <th>審査基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県陶芸の森</td> <td>10.0</td> <td>52.0</td> <td>6.6</td> <td>28.8</td> <td>97.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※点数は各委員の平均値(120点満点) ※最低基準:72点以上</p> <p>【選定理由】 商工観光労働部指定管理者選定委員会において申請者の事業計画を審査した結果、事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有し、陶芸の森の効用を最大限に発揮させることができ、また、陶芸の森の管理に係る経費の縮減が図られ、県民の公平な利用を確保できるものであることから、審査基準をすべて満たしていると判断された。上記の結果、公益財団法人滋賀県陶芸の森を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	審査基準1	審査基準2	審査基準3	審査基準4	合計	公益財団法人 滋賀県陶芸の森	10.0	52.0	6.6	28.8	97.4
申請者	審査基準1	審査基準2	審査基準3	審査基準4	合計								
公益財団法人 滋賀県陶芸の森	10.0	52.0	6.6	28.8	97.4								

別紙 <<審査基準>>

(120点満点)

選定基準 (条例第14条第2項)		審査項目	審査内容	配点(該当する点数を○で囲む)				確認書類
1	県民の公平な利用を確保できるものであること(第1号関係)	公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	(1) 特定の分野に偏らず、幅広い分野から優れた陶芸文化を紹介しようとしているか	1	2	3	4	②事業計画書
			(2) 特定の陶芸家に偏らず、国内外から多様な陶芸家の招聘・受け入れができるよう工夫されているか	1	2	3	4	
			(3) 障害者や生活弱者等への配慮はなされているか	1	2	3	4	
2	陶芸の森の効用を最大限に発揮させるものであること(第2号関係)	現状認識と運営方針の適格性	(4) これまでの成果と現状における課題が的確に把握できているか	1	2	3	4	②事業計画書 ③収支計画
			(5) 基本方針は県の運営方針と合致しているか	1	2	3	4	
		事業計画の内容の適格性及び実現の可能性	(6) 子どもや高齢者も楽しめる展覧会や専門性、芸術性の高い展覧会など、多彩で魅力あるものが計画されているか	1	2	3	4	
			(7) アーティスト・イン・レジデンスによる陶芸文化の創造に向けた具体的な方策が示されているか	1	2	3	4	
			(8) 信楽ブランドを構築し、陶器産業の振興に結び付けることを目的とする事業が計画されているか	1	2	3	4	
			(9) 地元陶芸家や学校、ボランティア等との協働による効果的な教育プログラムを子どもたちに提供できるか	1	2	3	4	
			(10) 利用者の拡大と効率的、効果的な管理運営に向け具体的な方策が示されているか	1	2	3	4	
			(11) 広報計画の内容は適切か	1	2	3	4	
			(12) 施設管理、安全管理は適切か	1	2	3	4	
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	(13) 維持管理は効率的に計画されているか	1	2	3	4	
			(14) 施設の設備や機能を有効に活用できているか	1	2	3	4	
			(15) 業務の再委託は適切か	1	2	3	4	
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	(16) 利用者や信楽焼産地のニーズの把握および対応策は十分か	1	2	3	4	
			(17) 苦情等の未然防止と対応策は十分か	1	2	3	4	
			(18) 利用料金の設定は適切か	1	2	3	4	
(19) 自主事業は、施設の設置目的に沿い、指定管理業務と相乗効果が期待できるものになっているか、採算が取れるよう予算が組まれているか	1		2	3	4			
3	陶芸の森の管理に係る経費の縮減が図られていること(第3号関係)	施設の管理運営に係る経費の内容	(20) 管理費の縮減及び収入増の取組は実現の可能性があり、かつ適正か	1	2	3	4	②事業計画書 ③収支計画
			(21) 事業内容に対して、提案額は妥当か	1	2	3	4	
4	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号関係)	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	(22) 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	1	2	3	4	③収支計画 ④その他の書類
			(23) 収支計画の実現可能性はあるか	1	2	3	4	
		安定的な運営が可能となる人的能力	(24) 人員体制及び配置は適切か	1	2	3	4	
			(25) 人材育成、研修等の体制は十分か	1	2	3	4	
		安定的な運営が可能となる財政的基盤	(26) 財務状況は健全か	適		否		
			関係法令等を遵守する能力	(27) 個人情報の保護は図られているか	1	2	3	
		(28) 情報公開への対応は適切か		1	2	3	4	
		(29) 環境への配慮がなされているか		1	2	3	4	
		(30) 人権等に配慮した業務の遂行が可能か		1	2	3	4	
		(31) 緊急事態に対応する体制がとれるか		1	2	3	4	